

相談員の専門職化を  
推進、介護口ボット  
など新分野も視野に



一般社団法人  
全国福祉用具専門相談員協会  
(ふくせん)

理學

月20日、次期制度見直し案を示し、福祉用具専門相談員については、指定基準に必要な向上の努力義務と規定する案を示しています。これが法定化されると、現任の相談員の教育・研修を支援する環境整備が課題となります。

本会では、平成24年度に厚生労働省、老人保健健康増進等事業（以下、「老健事業」）の助成を受け、制度を開発・昨年10月から運用をスタートしました。この制

【第19号「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」】  
指定講習の講師に福祉用具専門相談員が加わる  
介護ロボットのサービス供給を担うのは福祉用具専門相談員

本会では、平成25年度老健事業で、現任の福社用具専門相談員の専門性を確保するため、「福社用具サービス計画作成ガイドライン」の方での登録を期待しています。

研修ポイント説明会の様子

野にツトを化す専門相談員が、後進の育成のため教壇にたつて講義を行う。そんな光景がやつと、実現しそうだ。

そして、これを確実にするために、講義や指導を適切に行うことができる人材を養成し、定職講習事業者等に講師として紹介することが必要です。

本会では、11月7、8日大阪、14、15日東京で、福祉用具サバイス計画作成セミナーを行います。これに先立つ10月17日には、厚生労働省の東祐一氏(福祉用具・住宅改修指導官)を講師にお招きし、指定講習制度に関する説明会を開催します。そこで併せて、スープアーバイザーの講師活用も働きかけたいと考

えています。講師を必要とする福祉用具専門相談員が認められたのは、科目ですが、今回も招集され、補用具サービス計画の講義(5時間)、演習(5時間)的に行います。研修を行います。会ホームページで紹介する予定です。

本会では、平成26年年度老健事業で「介護ボットの普及上の課題」を明らかにする調査事業を行っていきます。介護ボットは、政府の成長戦略の目玉であり、介護人材の確保が困難な中、福祉用具とともにその役割を担うと考え、普及における社会的期待は徐々に高まりつつあります。本会では、将来供給を担うのは、福祉用具専門相談員であるとの考え方、普及における社会的期待は徐々に高まりつつあります。本会では、将来

介護ボットのサービス化をめざす事業では、普及上の課題とともにその役割を担うと考え、普及における社会的期待は徐々に高まりつつあります。本会では、将来

経産新報 2014年9月30日 3面